より放送局の免許を受けた者である者（旧電波法第五条第五項に規定する受信障害対策中継放送を行う者を除く。）で、放送法等改正法附則第九条第一項の規定により放送法等改正法第四条の規定による改正後の電波法（以下「新電波法」という。）第六条第二項に規定する基幹放送局の免許を受けたものとみなされ第二十九条の規定による改正後の特定商取引に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの

ロ　放送法等改正法の施行の際現に旧放送法第五十三条の九の三に規定する旧電波法の規定により受信障害対策中継放送をする無線局の免許を受けた者である者で、放送法等改正法附則第九条第一項の規定により新電波法第六条第二項に規定する基幹放送局の免許を受けたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの

ハ　放送法等改正法の施行の際現に旧放送法第二条第三号の五に規定する委託放送事業者である者で、放送法等改正法附則第八条第二項の規定により放送法等改正法第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第九十三条第一項の認定を受けたもの又は新放送法第百二十六条第一項の登録を受けたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの

二　放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法附則第二条第二号の規定による廃止前の有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第十二条の規定による届出をしている者で、放送法等改正法附則第五条第一項の規定により新放送法第百二十六条第一項の登録を受けたもの又は新放送法第百三十三条第一項の届出をしたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの　旧令別表第二第二十八号に規定する役務の提供

三　放送法等改正法の施行の際現に放送法等改正法附則第二条第三号の規定による廃止前の電気通信役務利用放送法（平成十三年法律第八十五号）第三条第一項の規定による登録を受けている者で、放送法等改正法附則第六条第一項の規定により新放送法第百二十六条第一項の登録を受けたもの又は新放送法第百三十三条第一項の届出をしたものとみなされ新令別表第二第十号に規定する放送事業者となったもの　旧令別表第二第四十三号に規定する役務の提供

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　施行日前の犯罪行為の事実及び処分の理由とされている事実（以下この条において「犯罪行為の事実等」という。）並びに放送法等改正法の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後の犯罪行為の事実等については、第四十条の規定による改正後の公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令第九十八号、第百四十九号、第二百三十七号及び第三百八十二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　菅　**直人**
総務大臣　片山　善博
法務大臣　江田　五月
財務大臣　野田　佳彦
文部科学大臣　高木　義明
厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
国土交通大臣　大畠　章宏
防衛大臣　北澤　俊美

東日本大震災復興対策本部令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十三年六月二十四日

内閣総理大臣　菅　**直人**

政令第百八十二号

東日本大震災復興対策本部令

内閣は、東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第十七条第二項及び第二十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（現地対策本部の名称、位置及び管轄区域）

第一条　東日本大震災復興対策本部（以下「本部」という。）に置かれる現地対策本部の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
岩手現地対策本部	盛岡市	岩手県
宮城現地対策本部	仙台市	宮城県
福島現地対策本部	福島市	福島県

（東日本大震災復興対策本部長補佐）

第二条　本部に、東日本大震災復興対策本部長補佐（以下「本部長補佐」という。）二人を置く。

2　本部長補佐は、内閣官房副長官又は関係府省の副大臣若しくは大臣政務官たる東日本大震災復興対策本部員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

3　本部長補佐は、東日本大震災復興対策本部長（以下「本部長」という。）の命を受け、本部の事務局（以下単に「事務局」という。）の事務の総括及び事務局の職員の指揮監督に係る本部長の職務について本部長を補佐する。

（東日本大震災復興構想会議の議長及び委員の任期等）

第三条　東日本大震災復興構想会議（以下「会議」という。）の議長及び委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　議長及び委員は、再任されることができる。

3　議長は、会務を総理する。

4　議長及び委員は、非常勤とする。

（会議の議長代理）

第四条　会議に、議長代理二人以内を置き、委員のうちから内閣総理大臣が任命する者をもって充てる。

2　議長代理は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。議長代理が二人置かれている場合にあっては、あらかじめ議長が定めた順序で、その職務を代理する。

（会議の特別顧問）

第五条　会議に、特別の事項について助言を求めるため必要があるときは、特別顧問一人を置くことができる。

2　特別顧問は、卓越した識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する。

3　特別顧問は、非常勤とする。

（会議の専門委員会）

第六条　会議は、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、その議決により、専門委員会を置くことができる。

2　専門委員会は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから内閣総理大臣が任命する委員二十人以内をもって組織する。

3　委員は、非常勤とする。

4　専門委員会に委員長を置き、当該専門委員会の委員のうちから会議の議長が指名する。

5　委員長は、当該専門委員会の事務を掌理する。

6　専門委員会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

（事務局次長）

第七条　事務局に、事務局次長三人以内を置く。

2　事務局次長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　事務局次長は、事務局長を助け、局務を整理する。

（事務局の参事官）

第八条　事務局に、参事官二十五人以内を置く。

2　参事官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の審議に参画する。

（現地対策本部事務局長）

第九条　現地対策本部事務局に、現地対策本部事務局長を置く。

2　現地対策本部事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　現地対策本部事務局長は、当該現地対策本部に係る現地対策本部長の命を受け、当該現地対策本部事務局の局務を掌理する。